

特定母樹の指定・配布状況について

1 はじめに

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(間伐等特措法)(平成20年法律第32号 最終改正:令和3年法律第15号)では、特に成長に優れ、花粉量が一般的なスギやヒノキに比べて概ね半分以上のもの等を、農林水産大臣が「特定母樹」として指定し、その増殖の実施の促進を図ることとされています。

林木育種センターでは、都道府県と認定特定増殖事業者(都道府県知事が認定した民間事業者等)による採種穂園の造成等の目的のため、特定母樹の原種を配布しておりますので、ご紹介いたします。

2 特定母樹の指定状況

特定母樹の制度が創設された平成25年度から令和4年度末までに、林木育種センターが開発したエリートツリー等の中から、特定母樹指定基準を満たした407系統を申請し、農林水産大臣から特定母樹に指定されています。そのうちの85%はエリートツリーから指定されたものとなっています(下表参照)。

なお、このほか、各県が申請し、特定母樹に指定されたものが85系統あり、全国では492系統が指定されています。

表 特定母樹の指定状況(系統数)

育種基本区	スギ	ヒノキ	カラマツ	トドマツ	合計
北海道			2 (1)	29 (29)	31 (30)
東北	86 (45)		20 (20)		106 (65)
関東	45 (45)	17 (17)	72 (72)		134 (134)
関西	56 (56)	40 (40)			96 (96)
九州	39 (18)	1 (1)			40 (19)
合計	226 (164)	58 (58)	94 (93)	29 (29)	407 (344)

(注1)各欄下段の()内の数値はエリートツリー数で内数

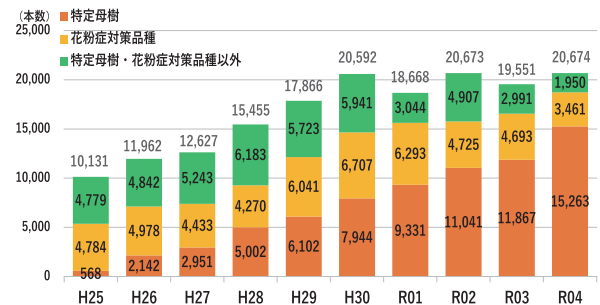
(注2)北海道のカラマツには、グイマツ1系統を含む

3 特定母樹の原種苗木の生産と配布状況

林木育種センターでは、都道府県等からの特定

母樹等の原種配布要望に応え原種苗木等の生産・配布を行っており、各系統の採穂台木から穂木を採取し、つぎ木やさし木で増殖し苗木を育成しています。配布先へ出荷する際には苗木1本1本のDNA分析を行い、要望系統と配布系統に相違がないことを確認したうえで配布しています。

特定母樹の配布本数については、平成25年度から令和4年度までに全国で約72千本を配布しており、樹種別内訳では、スギ約50千本、ヒノキ約13千本、カラマツ約5千本、グイマツ約4千本であり、令和4年度では、特定母樹の配布本数が全体の約7割を占めています(下図参照)。



4 今後について

間伐等特措法の基本指針では、今後の再造林は、特定母樹からの苗木による再造林を促進することとされており、併せて、地域の特性等に応じた多様な森林の整備を図るため、病虫害や気象害に抵抗性を有する種苗等の確保の推進に努めることとされています。このことから、林木育種センターでは、少花粉品種や気象害抵抗性品種等の優良品種からも、特定母樹の基準を満たすものについては、特定母樹への申請を進めています。

また、今後も配布要望に的確に応えられるよう、施設を利用した原種苗木増産技術の開発を進めるとともに、開発した技術のうち採種穂園の整備や山行き苗木の生産にも有効なものについて、講習会等を通じて技術指導を行うことで、今後も特定母樹の普及に貢献して参ります。

(指導普及・海外協力部 指導課 澤村 高至)